

東京都立足立東高等学校管理運営規程

第1 目 的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則に定めるところに従い、東京都立足立東高等学校（以下「本校」という）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校 長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副 校 長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。

1 部

教務部、生活指導部、進路指導部及び健康・環境部を置く。

教 務 部 — 教育課程の編成及び実施、時間割編成、教員研修、教科書及び教材の取り扱い、学校要覧の作成等、教務に関することを所掌する。

生活指導部 — 生活指導全般、生徒会活動、学校行事及び部活動等、生活全般に関すること、PTAと同窓会との連絡・調整等を所掌する。

進路指導部 — 進路に関する相談・指導、関連機関との連絡調整及び資料収集、記録、広報等、進路に関することを所掌する。

健康・環境部 ー健康診断、学校保健年間計画及び健康相談等、保健指導に関すること、施設・設備の管理、視聴覚器材の管理に関することを所掌する。

2 学 年

第1学年、第2学年、第3学年を置く。

3 学 科

普通科を置く。

4 教 科

(1) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、商業及びその他の教科(学校設定科目)を置く。

(2) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報に教科主任を置く。

5 企 画 調 整 会 議

6 職 員 会 議

7 教 科 会

教科主任を置く教科に教科会を置く。その他芸術、家庭及び情報に教科会を置く。

8 委 員 会

教育課程委員会、入選検討委員会、学力向上委員会、募集対策委員会、教科書選定委員会、情報委員会、教育相談委員会(学校いじめ対策委員会)、学校保健委員会、安全衛生委員会、防災(安全対策)委員会、学校安全委員会、学校開放運営委員会、エンカレッジ(未来構想)委員会、省エネ委員会、業者選定委員会を置く。

教育課程委員会 ー 教育課程の変更及びそれに関わる人数配分等について検討、立案する。

入選検討委員会 ー 入学選抜方法の改善に関して検討、立案する。

学力向上委員会 ー 学び直しによる基礎学力の定着について検討、立案する。

募集対策委員会 ー 募集対策に関する事項について検討、立案する。

教科書選定委員会 ー 教科書の選定に関する事項について検討、立案する。

情 報 委 員 会 ー ホームページの管理運営及びパソコン等に関する事項全般について検討、立案する。

教育相談委員会(学校いじめ対策委員会) ー 教育相談に関する事項及び特別支援教育に関する事項及びいじめ防止等に関する措置について検討、立案する。

学校保健委員会 ー 生徒の健康の保持・増進及び健康教育の推進について検討、立案する。

安全衛生委員会 ー 職員の健康の保持・増進及び環境改善等について検討、立案する。

安全・防災委員会 ー 生徒の安全確保と学校の安全管理および避難訓練、防災訓練等の検討、立案する。学校と地域の相互交流を重視した防災教育の検討を行う。

学校開放運営委員会 ー 学校施設の開放に関する事項について検討、立案する。

エンカレッジ(未来構想)委員会 ー 学校や生徒の様々な課題を検証、検討し新たな方策を立案する。

省エネ委員会 ー 学校内の省エネを進め、CO2の削減について検討、立案するとともに、省エネ、CO2削減に向けた教職員の意識を高める。

業者選定委員会 ー 修学旅行、移動教室及び卒業アルバムの製作にかかる事務を取扱う。

9 学校運営連絡協議会

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委託さ

れた者が行う。

1 1 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

1 2 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織及び委員会を置くことができる。

第9 経営企画室

経営企画室の事務は経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任（教務、生活指導、進路、健康・環境）、及び各学年主任とする。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他

必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めるときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎月1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する教諭4名を当てる。

7 記 録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに、会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記録されているかの確認を受けなければならない。

8 運 営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 確認テスト及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

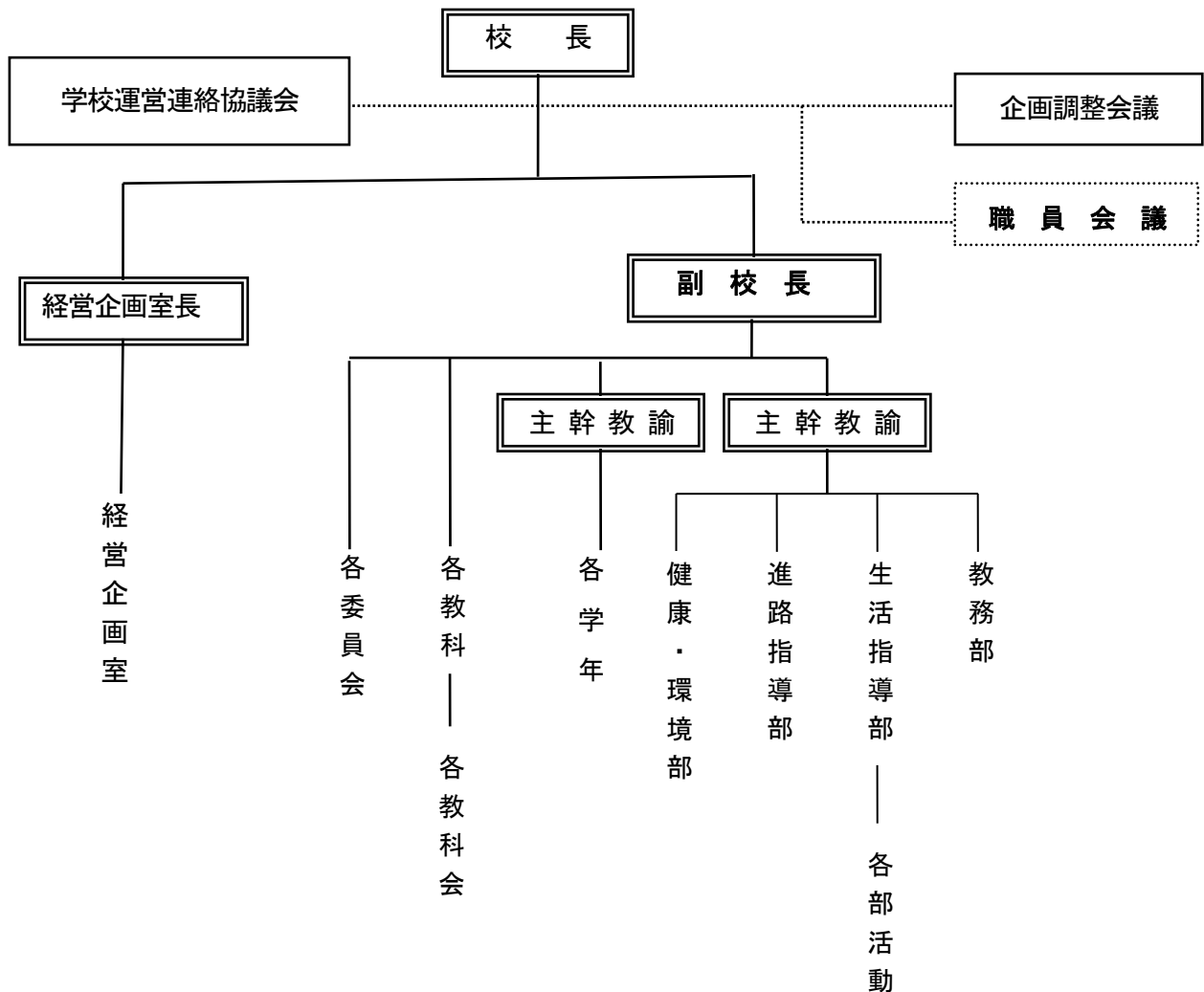
5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第14 人 事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予 算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第17 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

- この規程は、平成11年1月 1日から施行する。
- 〃 平成12年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成15年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成16年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成17年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成18年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成19年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成20年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成21年4月13日より一部改正する。
 - 〃 平成21年6月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成22年4月21日より一部改正する。
 - 〃 平成23年4月15日より一部改正する。
 - 〃 平成23年6月15日より一部改正する。
 - 〃 平成24年5月14日より一部改正する。
 - 〃 平成25年4月 3日より一部改正する。
 - 〃 平成26年4月11日より一部改正する。
 - 〃 平成27年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成28年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成29年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成30年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 平成31年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 令和 3年4月 1日より一部改正する。
 - 〃 令和 4年4月 1日より一部改正する。